

庄内町農産物交流施設(道の駅しょうない)電気自動車急速充電設備設置事業 仕 様 書

1 件 名

庄内町農産物交流施設(道の駅しょうない)電気自動車急速充電設備設置事業

2 事業目的

本町では、令和2年11月に「庄内町ゼロカーボンシティ」を宣言し、その実現に向けた重点プロジェクトの一つとして、庄内町地球温暖化対策実行計画において、電気自動車をはじめとした環境負荷の少ない「クリーンエネルギー自動車」の普及促進を掲げている。

こうした中で、観光拠点施設である道の駅しょうないの電気自動車急速充電設備(以下「EV充電設備」という。)を更新し、電気自動車の普及に寄与する利用環境の整備を図るとともに、自家用車での移動による観光客等に対して、利便性を高める目的として実施する。

3 事業実施期間

既存のEV充電設備の撤去および新たなEV充電設備の設置、令和6年度補正予算クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金(以下「令和6年度補正予算充電・充てんインフラ補助金」という。)の申請事務手続きについては、契約締結日翌日から令和8年1月16日までとする。

新たなEV充電設備の運用・保守点検の実施期間については、EV充電設備の運用を開始した日から起算して最低8年間とする。

4 新たなEV充電設備の設置場所

道の駅しょうない(東田川郡庄内町狩川字外北割97-1番地)駐車場内
(詳細な設置場所については、別紙参照)

5 新たなEV充電器の種類

新電元工業株式会社製 急速充電器「SDQC2F50XT3200」、もしくは、出力が50kwで令和6年度補正予算充電・充てんインフラ補助金の対象となる新電元工業株式会社製急速充電器「SDQC2F50XT3200」と同等の性能を備えた急速充電器とする。

6 業務内容

契約者は、本事業の実施に当たって、以下の事項を実施する。

(1)EV充電設備の設置工事

- ①EV充電設備設置工事と付帯する電気工事
- ②既存のEV充電設備屋根(ポート)の更新
- ③その外設置に必要な業務および安全管理

(2)既存のEV充電設備撤去工事

- ①既存のEV充電設備撤去工事と付帯する電気工事
- ②既存のEV充電設備の処分
- ③既存のEV充電設備設置場所の復旧

④その外撤去に必要な業務および安全管理

※既存のEV充電設備のメーカー、型式、設置場所、図面等は別紙参照

(3)令和6年度補正予算充電・充てんインフラ補助金の申請等事務手続き

①令和6年度補正予算充電・充てんインフラ補助金の第1期又は第2期受付期間での補助金交付申請および実績報告に係る書類作成・申請等の事務手続き

②その外、本町に対する令和6年度補正予算充電・充てんインフラ補助金の交付に係る業務

(4)EV充電設備の運用・保守点検

①新たなEV充電設備の利用に向けた業務

②新たなEV充電設備の保守点検に係る業務

7 費用負担

上記6(1)及び(2)、(4)の業務の費用を町が支払うこととなる場合は、令和6年度補正予算充電・充てんインフラ補助金事業採択後に着手するものとする。

8 その他

(1)契約者は、関係法令を遵守し、誠実かつ安全に業務を履行すること。

(2)その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、町と協議した上で業務を進めること。